# 事務所通信 Progress ～進歩～

一期一会

令和４年８月号(広告)
2022年８月１日発行

三宅税理士法人
代表社員 三宅孝治
（中国税理士会　倉敷支部会員）
倉敷市中島 2370 番地 14
TEL　086-466-1255
FAX　086-466-1288
第 183 号
発行担当者
山本武史

多くの資源を輸入に頼っているわが国では、ロシアによるウクライナ侵攻及び円安の影響を受け、原材料費や輸送費の高騰により、今年に入ってから多くの物が値上げとなっており、物価の高騰は人々の生活ばかりでなく企業活動においても大きな影響を与えております。先月の参院選で単独過半数を獲得した自由民主党も原油価格・物価高騰への対策を打ち出しています。では、その財源となる税金はどのようにして計算され、どこに納付されているのでしょうか？

今月のテーマは、もうご存知の方も多いとは思いますが改めて、税金の計算方法と納付先についてです。

法人の税金ですが、法人形態や資本金の額及び所在地により税率や均等割りの金額が異なりますので、倉敷市に本店所在地があり、他の支店を持たない従業員 10 人で資本金 1,000 万円の普通法人をモデルケースとしています。

法人には、法人税及び法人県民税・法人事業税（特別法人事業税を含む）並びに法人市町村民税が課されます。モデルケースの法人の場合は下記の税率となります。

| | 法人事業税(所得割) | 特別法人事業税 | 法人税 | 地方法人税 | 法人県民税 | 法人市町村民税 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 年 400 万円以下の所得 | 3.5% | 法人事業税所得割×37.0% | 15% | 法人税額×10.3% | 法人税額×1.0%(※1) | 法人税額×8.4% |
| 年 400 万円を超え 年 800 万円以下の所得 | 5.3% | | | | | |
| 年 800 万円を超える所得 | 7.0% | | 23.2% | | | |
| 均等割(※2) | | | | | 21,000 円 | 50,000 円 |

(※1)法人税割の課税標準となる法人税額が 1,500 万円を超える場合は 1.8%
(※2)均等割は所得金額に関わらず、事業所が設置されていると課税されます。
納付先は（実際には銀行等で納付します）
法人税及び地方法人税・・・・・・・・・・・・・・国（各税務署）
法人事業税（所得割）及び特別法人事業税・・・・本店所在地のある都道府県
（支店があり分割法人として申告する場合は支店のある都道府県）
法人県民税・・・・・・・・・・・・・・・・・・・本店所在地のある都道府県
（支店があり分割法人として申告する場合は支店のある都道府県）
法人市町村民税・・・・・・・・・・・・・・・・・本店所在地のある市町村
（支店があり分割法人として申告する場合は支店のある市町村）

法人の所得に対して、国・都道府県・市町村それぞれに税金を計算して納付する事になります。決算書の勘定科目で、損益計算書の「法人税、住民税及び事業税」はこの国・都道府県・市町村に納付する税額の年額を表しており、貸借対照表の「未払法人税等」は既に納付している中間納付額を差し引いた残り税額で決算終了後に納付する税額を表しています。他に消費税がある場合は別の科目で「未払消費税等」として表示されます。

税率の表を見て頂くと、所得の金額に応じて税率の異なる部分があるり、図に表すと次のようになります。

| 所得から計算される税率 | 400万円以下 | 400万円超、800万円以下 | 800万円超 |
|---|---|---|---|
| 法人税 | 15.000% | 15.000% | 23.200% |
| 地方法人税 | 1.545% | 1.545% | 2.390% |
| 法人事業税 | 3.500% | 5.300% | 7.000% |
| 特別法人事業税 | 1.295% | 1.961% | 2.590% |
| 法人県民税 | 0.150% | 0.150% | 0.232% |
| 法人市民税 | 1.260% | 1.260% | 1.949% |
| 税率計 | 22.750% | 25.216% | 37.360% |

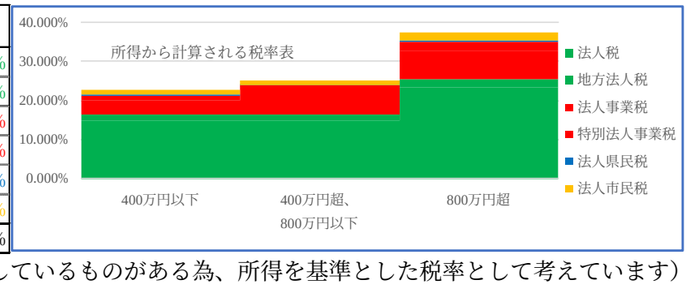


（一部の税金については、所得以外を課税標準としているものがある為、所得を基準とした税率として考えています）

表を見て頂くと分かりますが、所得金額が多い部分については高い税率で計算される事になります。単年での所得金額だけを見ますと、同じ所得であれば同じ税額が計算される事となりますが、数年単位で見た場合、所得金額に変動がある場合は、所得金額に乗じる税率が異なる事により、税引後利益の金額に影響があります。
また、法人事業税及び特別法人事業税については、支払った期の所得の金額の計算上損金として減算されます。
それではモデルケースの会社について、税引前当期純利益と税額及び当期純利益について、ケース①及びケース②それぞれ計算してみます。（計算が複雑になる為中間納付の事業税は考慮していません）

| ケース① | 第1期 | 第2期 | 第3期 | 1～3期合計 | 第4期 | 4期合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 税引前利益 | 8,000,000 | 8,500,000 | 8,500,000 | 25,000,000 | 4,450,700 | 29,450,700 |
| 加算 | | | | 0 | | 0 |
| 減算 | | 482,200 | 483,700 | 965,900 | 483,700 | 1,449,600 |
| 所得 | 8,000,000 | 8,017,000 | 8,016,000 | 24,033,000 | 3,967,000 | 28,000,000 |
| 法人税 | 1,200,000 | 1,203,900 | 1,203,700 | 3,607,600 | 595,000 | 4,202,600 |
| 地方法人税 | 123,600 | 124,000 | 123,900 | 371,500 | 61,200 | 432,700 |
| 事業税 | 352,000 | 353,100 | 353,100 | 1,058,200 | 138,800 | 1,197,000 |
| 特別法人事業税 | 130,200 | 130,600 | 130,600 | 391,400 | 51,300 | 442,700 |
| 法人県民税 | 12,000 | 12,000 | 12,000 | 36,000 | 5,900 | 41,900 |
| 法人市民税 | 100,800 | 101,100 | 101,100 | 303,000 | 49,900 | 352,900 |
| 県均等割 | 21,000 | 21,000 | 21,000 | 63,000 | 21,000 | 84,000 |
| 市均等割 | 50,000 | 50,000 | 50,000 | 150,000 | 50,000 | 200,000 |
| 平均税率 | 24.0% | 24.0% | 24.0% | 24.0% | 22.7% | 23.8% |
| 税金合計 | 1,989,600 | 1,995,700 | 1,995,400 | 5,980,700 | 973,100 | 6,953,800 |
| 税引後利益 | 6,010,400 | 6,504,300 | 6,504,600 | 19,019,300 | 3,477,600 | 22,496,900 |

| ケース② | 第1期 | 第2期 | 第3期 | 1～3期合計 | 第4期 | 4期合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 税引前利益 | 8,000,000 | 500,000 | 16,500,000 | 25,000,000 | 4,781,200 | 29,781,200 |
| 加算 | | | | 0 | | 0 |
| 減算 | | 482,200 | 600 | 482,800 | 1,297,200 | 1,780,000 |
| 所得 | 8,000,000 | 17,000 | 16,499,000 | 24,516,000 | 3,484,000 | 28,000,000 |
| 法人税 | 1,200,000 | 2,500 | 3,171,700 | 4,374,200 | 522,600 | 4,896,800 |
| 地方法人税 | 123,600 | 200 | 326,600 | 450,400 | 53,800 | 504,200 |
| 事業税 | 352,000 | 500 | 946,900 | 1,299,400 | 121,900 | 1,421,300 |
| 特別法人事業税 | 130,200 | 100 | 350,300 | 480,600 | 45,100 | 525,700 |
| 法人県民税 | 12,000 | 0 | 31,700 | 43,700 | 5,200 | 48,900 |
| 法人市民税 | 100,800 | 200 | 266,400 | 367,400 | 43,800 | 411,200 |
| 県均等割 | 21,000 | 21,000 | 21,000 | 63,000 | 21,000 | 84,000 |
| 市均等割 | 50,000 | 50,000 | 50,000 | 150,000 | 50,000 | 200,000 |
| 平均税率 | 24.0% | 20.6% | 30.9% | 28.6% | 22.7% | 27.9% |
| 税金合計 | 1,989,600 | 74,500 | 5,164,600 | 7,228,700 | 863,400 | 8,092,100 |
| 税引後利益 | 6,010,400 | 425,500 | 11,335,400 | 17,771,300 | 3,917,800 | 21,689,100 |

ケース①もケース②も第 1 期の税引前利益は 800 万円ですので同じ税額となります。
しかし第 1 期から第 3 期までの税引前利益は合計 2,500 万円と同じですが、税引後利益はケース①は 19,019,300 円、ケース②は 17,771,300 円と、同じ税引前利益でも税引後利益は 1,248,000 円と差が出ています。これは税率の差もありますが、翌期に支払う事業税の減算により所得が減少する事も一つの要因です。そこで第 4 期は第 1 期から第 4 期の所得金額が同じになるように税引前利益を調整して税金を計算してみます、第 1 期から第 4 期の所得金額の合計が 2,800 万円として計算し、税引後利益を比べますと、ケース①は 22,496,900 円、ケース②は 21,689,100 円となり、4 期の合計が同じ所得でも 807,800 円の差が出ています。しかも、税引前利益はケース②よりケース①の方が少ないにもかかわらず、税引後利益は多くなるという状況になっています。

つまり、税率の低い部分で課税される機会が多いほど税額が少なく計算されますので、極力所得の変動をおさえる事により節税効果があると考えられます。

事業の存続には利益が必要で、利益が出れば納税が発生し、税引後利益しか会社に残せません。ですから出来れば多く残したいものです。そこで会社に残せる税引後利益を多くするためには所得の変動をおさえる事が効果的です。

とは言え、所得の調整は困難で簡単な事ではありません、そこで月次決算で現状を確認して頂き、営業活動や売り上げ計画、経費の使い方を調整する事などに月次決算書をご活用して頂ければ幸いです。

今月号は、法人の税金の事についてでしたが、個人の税金においても所得の変動により納税額に影響が発生しますし、法人とは異なる所得控除の考え方がありますので、さらに変動による影響が大きくなることがございます、個人の税金についてはまた次の機会にお伝えしようと思います。

## 〈Vision〉

毎月開催中の経営計画書作成セミナー：「Vision」
今月の開催日は 8 月 18 日（木）です
経営者の方が日頃考えていらっしゃる事を、
年に一度、当事務所においで頂き、
経営方針書や行動計画表を作成して頂いています。
まだ参加された事のない方、経営計画を作ってみませんか。

| 開催日 | 対象者様 | 申込期限 |
|---|---|---|
| 8月 18 日(木) | 6・7・8・9 月決算法人様 | 8 月 10 日(水) |
| 9月8日(木) | 7・8・9・10 月決算法人様 | 9 月 2 日(金) |
| 10 月 7 日(木) | 8・9・10・11 月決算法人様 | 9 月 30 日(金) |

※安心してご参加いただくために、コロナウイルス感染症対策として、マスク着用、手洗い・消毒の徹底、定期的な換気、こまめな事務所内消毒、スタッフの検温・体調管理、ソーシャルディスタンス推進を実施しています。

## 〈8 月のスケジュール〉

| | | |
|---|---|---|
| 10 | 水 | ＊7 月分源泉所得税・住民税の納付期限 |
| 18 | 木 | ＊経営計画書作成セミナー：Vision |
| 31 | 水 | ＊6 月決算法人の確定申告期限及び納付期限<br>＊12 月決算法人の中間申告期限及び納付期限<br>＊個人事業主の消費税の中間申告及び納付期限<br>※振替納税にされている場合は 9/28(水)が振替日となります。<br>＊消費税（4 期）の納付期限<br>（消費税の年税額 400 万円超の 3・9 月決算法人）<br>＊消費税（毎月納付）の納付期限 |

当社は赤い羽根共同募金寄附付き
地域支援プロジェクトに賛同しています。